

(各政党)宛

政治分野における政策・方針決定過程への
女性の参画の拡大について

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、昨年12月17日に第3次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。同基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、今後取り組むべき喫緊の課題として、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を掲げています。

つきましては、貴党におかれても、党员・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう御尽力をお願い申し上げます。

平成23年2月22日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）